

一般名処方加算に係る掲示

当院では、後発医薬品の使用促進及び医薬品の安定供給に向けた取組を行っています。

後発医薬品のある医薬品については、特定の商品名ではなく、有効成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。

一般名処方を行うことにより、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、有効成分が同一の医薬品を選択しやすくなり、患者様に必要な医薬品を継続して提供しやすくなります。

なお、医薬品の供給状況等により、お渡しする医薬品が処方時に想定した銘柄と異なる場合がありますが、有効成分・効能効果等は同等の医薬品が調剤されます。ご不明な点がございましたら、医師又は薬剤師にご相談ください。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【一般名処方とは】

処方箋に医薬品の商品名ではなく、有効成分の名称(一般名)を記載する処方方法です。これにより、有効成分が同じ複数の医薬品の中から、供給状況等に応じて適切な医薬品を選択することができます。

令和5年4月 1 日

社会医療法人公徳会 米沢こころの病院 院長